

山口県報

平成17年
12月20日
(火曜日)

目次

告示	一
新たに生じた土地の確認の届出(上関町)(市町村課)	一
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	二
保安林予定森林(森林整備課)	二
山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出(水産課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	三
公告	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	三
県営東鯖地区(第二換地区)経営体育成基盤整備事業に係る不換地等の指定(農村整備課)	三
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)	四
平成十六年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表(会計課)	五
公安委告示	一
技能検定員審査の実施	一
教習指導員審査の実施	三
公安委公告	一
契約の締結	一
収用委公告	一
公示による通知	一六

山口県告示第六百六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、上関町長から上関町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年十一月二十九日確認した旨の届出があった。

平成十七年十二月二十日

山口県知事 二井 関 成

熊毛郡上関町大字室津字本町八三九の六から同大字字瀬戸町九一五に沿接する道路に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点と2の地点を結ぶ平成五年秋分の満潮位(+二・六三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と室津港西町防波堤との境界線、2の地点と3の地点を結ぶ昭和四十三年十二月二十七日付け指令港湾第一四九六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・八三メートル)、3の地点と4の地点を結ぶ昭和四十六年四月六日付け指令港湾第二六四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・八三メートル)、4の地点と5の地点を結ぶ平成十七年六月七日付け指令平一七港湾第一七五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・六三メートル)、5の地点と6の地点を結ぶ平成二十年十二月二十一日付け指令港湾第六九五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・八三メートル)、6の地点と7の地点を結ぶ満潮位における公有水面と室津港瀬戸防波堤との境界線、7の地点から11の地点までを順次結んだ線、11の地点から五五度〇六分四五秒五六・〇〇メートルの地点を中心とする半径五六・〇〇メートルの円で11の地点と12の地点を結ぶ南西側の円弧、12の地点から21の地点までを順次結んだ線及び1の地点と21の地点を結んだ線に囲まれた区域の公有水面埋立地六、八一九・五八平方メートル

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字沖鍋島の沖鍋島四等三角点(北緯三三度五〇分四秒〇・七六一秒東経一三三度〇六分一三・六九五秒)から一三一度三三分一八秒一、五九二・二九メートルの地点

2の地点 1の地点から一〇二度四三分三〇秒三九・八六メートルの地点

3の地点 2の地点から一三〇度三五分〇二秒一四・四〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一八六度五六分二秒〇・八〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二〇一度五〇分五七秒二一九・五八メートルの地点

土地の所在地	地目	地積 (平方メートル)	特に減じる地積 (平方メートル)
山口市下小鯖字神田四六八五	田	三、二二三	一、四〇〇
二 換地を定めない土地			
土地の所在地	地目		地積 (平方メートル)
山口市下小鯖字竜ヶ岳四三八八の四	田		六八〇
字松ヶ谷口四五六四	田		四六
字素焼四五八五	畑		一〇二
字奥四五九六	田		四六
字真世四六一六	田		六五一
字神田四六八一	田		九一五
字神田四六八一	宅地		一六一・九八
字神田四六八一	田		五二五
字神田四六八一	田		三三三

(六八二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十七年十二月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の名称
県営桂岩地区中山間地域総合整備事業(第一換地区)
- 二 事業の種類
用排水施設の改修
- 三 工事完了の時期
平成十四年三月二十八日

平成十四年三月二十八日	事業の名称 県営桂岩地区中山間地域総合整備事業(中村地区)	事業の種類 ため池の整備	工事完了の時期 平成十四年三月二十八日
平成十五年四月二十四日	事業の名称 県営桂岩地区中山間地域総合整備事業(藤ヶ浴地区)	事業の種類 ため池の整備	工事完了の時期 平成十五年四月二十四日
平成十六年二月二十四日	事業の名称 県営桂岩地区中山間地域総合整備事業(赤田地区)	事業の種類 ため池の整備	工事完了の時期 平成十六年二月二十四日
平成十五年三月二十六日	事業の名称 県営桂岩地区中山間地域総合整備事業(第一換地区)	事業の種類 ほ場の整備	工事完了の時期 平成十五年三月二十六日

- 一 事業の名称
県営桂岩地区中山間地域総合整備事業(第二換地区)
- 二 事業の種類
ほ場の整備
- 三 工事完了の時期
平成十五年九月十二日
- 一 事業の名称
県営鹿野西部地区中山間地域総合整備事業(今井地区)
- 二 事業の種類
農道の整備
- 三 工事完了の時期
平成十六年三月三十一日
- 一 事業の名称
県営鹿野西部地区中山間地域総合整備事業(亥の谷地区)
- 二 事業の種類
ため池の整備
- 三 工事完了の時期
平成十四年三月三十一日
- 一 事業の名称
県営鹿野西部地区中山間地域総合整備事業(成就ヶ谷地区)
- 二 事業の種類
ため池の整備
- 三 工事完了の時期
平成十四年三月三十一日
- 一 事業の名称
県営鹿野西部地区中山間地域総合整備事業(片山換地区)
- 二 事業の種類

- 三 ほ場の整備
工事完了の時期
平成十三年十二月二十日
- 一 事業の名称
県営鹿野西部地区中山間地域総合整備事業(亀尾尻換地区)
- 二 事業の種類
ほ場の整備
- 三 工事完了の時期
平成十四年三月八日
- 一 事業の名称
県営鹿野西部地区中山間地域総合整備事業(野上換地区)
- 二 事業の種類
ほ場の整備
- 三 工事完了の時期
平成十四年三月二十八日
- 一 事業の名称
県営鹿野西部地区中山間地域総合整備事業(第四換地区)
- 二 事業の種類
ほ場の整備
- 三 工事完了の時期
平成十六年三月十二日

(六八三) 平成十六年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表
 平成十七年十一月山口県議会定例会で認定された平成十六年度山口県歳入歳出諸決算の要領は、次のとおりです。

平成十七年十二月二十日

山口県知事 二井 関 成

2	企 画 調 整 費 費	6,436,589,061	4	工 業 用 水 道 費 費	703,071,936
3	徵 稅 費 費	5,779,432,638	8	土 木 費 費	140,603,425,739
4	市 町 村 振 興 費 費	2,047,146,337	1	管 理 費 費	10,113,781,619
5	選 挙 費 費	1,796,944,696	2	道 路 橋 じょう費 費	57,015,716,228
6	防 災 費 費	1,434,937,743	3	河 川 海 岸 費 費	25,879,282,491
7	統 計 調 査 費 費	639,168,131	4	港 灣 費 費	17,640,686,297
8	人 事 委 員 會 費 費	156,940,283	5	都 市 計 画 費 費	17,065,181,004
9	監 査 委 員 會 費 費	208,305,115	6	住 宅 費 費	12,888,778,100
3	民 生 費 費	59,819,932,180	9	警 察 費 費	42,550,476,642
1	社 会 福 祉 費 費	42,358,392,121	1	警 察 管 理 費 費	39,592,257,772
4	兒 童 福 祉 費 費	13,221,635,931	2	警 察 活 動 費 費	2,958,218,870
7	生 活 保 護 費 費	4,153,251,929	10	教 育 費 費	146,956,956,871
8	災 害 救 助 費 費	86,652,199	1	教 育 總 務 費 費	11,454,467,629
4	衛 生 費 費	19,849,862,089	2	小 学 校 費 費	48,062,512,752
1	公 衆 衛 生 費 費	6,056,112,964	3	中 学 校 費 費	30,005,024,317
4	環 境 衛 生 費 費	3,452,267,582	4	高 等 学 校 費 費	33,316,986,740
7	保 健 所 費 費	3,342,962,172	7	特 殊 学 校 費 費	10,570,340,481
8	医 藥 費 費	4,820,578,085	8	社 会 教 育 費 費	2,749,099,700
10	病 院 費 費	2,177,941,286	9	保 健 体 育 費 費	1,359,263,141
5	勞 働 費 費	8,429,054,399	10	大 学 費 費	1,906,610,142
1	勞 政 費 費	5,365,130,817	11	学 事 費 費	7,532,651,969
2	職 業 能 力 開 発 費 費	1,463,111,435	11	災 害 復 旧 費 費	4,670,993,920
3	失 業 对 策 費 費	1,451,929,110	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 費	864,581,261
4	勞 働 委 員 會 費 費	148,883,037	2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費 費	3,271,742,928
6	農 林 水 産 業 費 費	60,442,900,236	4	学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費 費	534,669,731
1	農 業 費 費	13,052,352,131	12	公 債 費 費	115,479,565,183
2	畜 産 業 費 費	1,579,286,599	1	公 債 支 出 金	115,479,565,183
3	農 地 費 費	25,136,366,135	13	諸 支 出 金	48,409,786,617
4	林 業 費 費	9,558,195,214	1	地 方 消 費 税 清 算 金	26,847,138,133
5	水 産 業 費 費	11,116,700,157	2	利 子 割 交 付 金	1,716,308,000
7	商 工 業 費 費	70,476,351,449	3	配 当 割 交 付 金	251,515,000
1	商 工 業 費 費	4,258,144,206	4	株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	280,099,000
2	工 業 費 費	65,090,804,858	5	地 方 消 費 税 交 付 金	15,141,300,000
3	観 光 費 費	424,330,449	6	コ ー ル ー 場 利 用 税 交 付 金	561,500,766

7	特別地方消費税交付金	578,000
8	自動車取得税交付金	3,610,000,000
9	利子割精算金	1,347,718
14	子 備 費	0
1	子 備 費	0
	歳 出 合 計	778,427,240,616
	歳入歳出差引残額	12,643,591,083
	翌年度へ繰越	12,643,591,083
平成16年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算		
	歳 入	
1	繰 入 金	1,885,800
	他会計繰入金	1,885,800
2	繰 越 金	239,950,695
1	繰 越 金	239,950,695
3	諸 収 入	310,209,282
1	貸付金元利収入	309,333,133
2	雑 入	876,149
4	県 債	0
1	県 債	0
	歳 入 合 計	552,045,777
	歳 出	
1	母子寡婦福祉資金	385,067,168
	母子寡婦福祉資金	385,067,168
	歳 出 合 計	385,067,168
	歳入歳出差引残額	166,978,609
	翌年度へ繰越	166,978,609
平成16年度山口県農業改良資金特別会計歳入歳出決算		
	歳 入	
2	繰 入 金	1,789,000

1	他会計繰入金	1,789,000
3	繰 越 金	239,224,926
1	繰 越 金	239,224,926
4	諸 収 入	72,266,882
1	貸付金元利収入	71,516,905
2	雑 入	749,977
5	県 債	0
1	県 債	0
	歳 入 合 計	313,280,808
	歳 出	
1	農業改良資金	97,235,000
	農業改良資金	97,235,000
	歳 出 合 計	97,235,000
	歳入歳出差引残額	216,045,808
	翌年度へ繰越	216,045,808
平成16年度山口県中小企業近代化資金特別会計歳入歳出決算		
	歳 入	
2	繰 入 金	72,161,000
	他会計繰入金	72,161,000
3	繰 越 金	2,233,652,958
1	繰 越 金	2,233,652,958
4	諸 収 入	2,799,422,163
1	貸付金元利収入	2,798,088,832
2	雑 入	1,333,331
	歳 入 合 計	5,105,236,121
	歳 出	
1	中小企業近代化資金	3,135,535,249
	中小企業近代化資金	3,135,535,249
	歳 出 合 計	589,166,379
2	中小企業高度化資金	2,546,368,870

歳 出 合 計 3,135,535,219
 歳入歳出差引残額 1,969,700,872
 翌年度へ繰越 1,969,700,872

平成16年度山口県下関漁港地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

歳 入

1	分担金及び負担金	15,338,197	円
1	負担金	15,338,197	
2	使用料及び手数料	81,085,239	
1	使用料	81,085,239	
3	国庫支出金	18,234,000	
1	国庫補助金	18,234,000	
4	財産収入	0	
2	財産売却収入	0	
5	繰入金	154,280,000	
1	他会計繰入金	154,280,000	
6	繰越金	7,259,669	
1	繰越金	7,259,669	
7	諸収入	48,650,227	
1	延滞金	0	
3	雑収入	48,650,227	
	歳入合計	324,847,332	
	歳 出		
			円
1	下関漁港地方卸売市場費	316,478,509	
2	市場管理費	316,478,509	
3	水産加工団地整備費	0	
	歳出合計	316,478,509	
	歳入歳出差引残額	8,368,823	
	翌年度へ繰越	8,368,823	

平成16年度山口県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

1	国庫支出金	2,400,000	円
1	国庫補助金	2,400,000	
2	繰入金	1,893,782	
1	他会計繰入金	1,893,782	
3	繰越金	225,326,724	
1	繰越金	225,326,724	
4	諸収入	28,603,952	
1	貸付金元利収入	28,597,000	
2	雑収入	6,952	
	歳入合計	258,224,458	
	歳 出		
			円
1	林業・木材産業改善資金	32,833,782	
1	林業・木材産業改善資金	32,833,782	
	歳出合計	32,833,782	
	歳入歳出差引残額	225,390,676	
	翌年度へ繰越	225,390,676	

平成16年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

2	繰入金	620,688	円
1	他会計繰入金	620,688	
3	繰越金	63,987,776	
1	繰越金	63,987,776	
4	諸収入	41,190,157	
1	貸付金元利収入	41,187,830	
2	雑収入	2,327	
	歳入合計	105,798,621	
	歳 出		
			円
1	沿岸漁業改善資金	36,180,688	
1	沿岸漁業改善資金	36,180,688	

歳出合計 36,180,688
 歳入歳出差引残額 69,617,933
 翌年度へ繰越 69,617,933

平成16年度山口県当せん金付証券発売事業特別会計歳入歳出決算

歳入

1 事業収入 4,893,465,239 円
 1 事業収入 4,893,465,239
 2 繰入金 625,848
 1 他会計繰入金 625,848
 3 繰越金 64,038,020
 1 繰入金合計 64,038,020
 歳入合計 4,958,129,107

歳出

1 当せん金付証券発売事業費 4,798,919,848 円
 1 発売諸費 625,848
 2 繰出金 4,798,294,000
 歳出合計 4,798,919,848
 歳入歳出差引残額 159,209,259
 翌年度へ繰越 159,209,259

平成16年度山口県収入証紙特別会計歳入歳出決算

歳入

1 証紙収入 9,496,336,681 円
 1 証紙収入 9,496,336,681
 2 繰越金 265,255,262
 1 繰入合計 265,255,262
 歳入合計 9,761,591,943

歳出

1 繰出金 9,465,001,831 円

1 繰出金 9,465,001,831
 歳出合計 9,465,001,831
 歳入歳出差引残額 296,590,112
 翌年度へ繰越 296,590,112

平成16年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

歳入

1 財産収入 2,285,553 円
 1 財産運用収入 2,285,553
 4 繰越金 801
 1 繰入金合計 801
 歳入合計 2,286,354

歳出

1 土地取得事業費 2,286,000 円
 1 土地取得基金管理費 2,286,000
 歳出合計 2,286,000
 歳入歳出差引残額 354
 翌年度へ繰越 354

平成16年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳入

1 分担金及び負担金 940,538,156 円
 1 負担金 940,538,156
 2 国庫支出金 131,601,000
 1 国庫負担金 31,771,000
 2 国庫補助金 99,830,000
 3 繰入金 427,560,257
 1 他会計繰入金 427,560,257
 4 諸収入 6,733,829
 2 雑収入 6,733,829
 5 県債 9,000,000

1 県 債	9,000,000
7 繰 越 金	9,410,000
1 繰 入 金 計	9,410,000
繰 入 金 計	1,524,843,242
繰 出 金 計	1,524,843,242
繰 入 金 計	1,524,303,242
繰 出 金 計	1,514,303,242
繰 入 繰 出 差 引 残 額	10,540,000
翌 年 度 へ 繰 越	10,540,000



山口県公安委員会告示第七十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十七年十二月二十日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十八年一月二十三日（月曜日）午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成十八年一月六日（金曜日）から同月十三日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証を提示すること（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示するものとする。
- 七 審査手数料
 一万四千七百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千四百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円

備考
 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

審査細目	減ずる額
八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。	
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。	
一 審査の種類	
技能検定員審査(大型二種)及び技能検定員審査(普通二種)	
二 審査の日時及び場所	
(一) 日時 平成十八年一月二十五日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間	
平成十八年一月六日(金曜日)から同月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)	
四 審査申請書の提出先	
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類	
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)	
(二) 規則第十七条第一項第一号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	
六 運転免許証の提示	
審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)	
七 審査手数料	
二万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。	

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円
備考	
大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を減ずるものとする。	

八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。	
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。	
一 審査の種類	
技能検定員審査(普通)	
二 審査の日時及び場所	
(一) 日時 平成十八年一月二十六日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間	
平成十八年一月六日(金曜日)から同月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)	
四 審査申請書の提出先	
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類	
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)	
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよととする種類の技能検定員審査に用いられる自動車
を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す
ること。

七 審査手数料

二万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される
者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当
する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印を
しないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けよととする者が一及び二に掲げる審査細目に
ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる
審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるもの
とする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三
一―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第七十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の
運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり
実施する。

平成十七年十二月二十日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、
教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十八年一月二十四日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十八年一月六日(金曜日)から同月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日
並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を
除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員
会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよととする種類の教習指導員審査に用いられる自動車
を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す
ること。

七 審査手数料

九千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ
れる者であるときは、それぞれ九千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた
額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に

は、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千一百円

備 考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千二百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成十八年一月二十七日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十八年一月六日（金曜日）から同月十三日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備 考

大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一	審査の種類 教習指導員審査(普通)			
二	審査の日時及び場所	日	時	場 所
		平成一八、一、三〇	午前九時から午後五時十五分まで	山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
		〃	〃	〃
三	審査申請書の受付期間及び時間	平成十八年一月六日(金曜日)から同月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)		
四	審査申請書の提出先	山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課		
五	提出書類	(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) (四) 運転免許証の提示		
六	審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。			
七	審査手数料	一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。		

一	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
二	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
三	自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
四	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
五	普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいすれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいすれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	千二百五十円
六	備考	千二百五十円
七	その他	
八	(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。	

公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。
 平成十七年十二月二十日
 山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
放置駐車違反管理システム用ソフトウェア開発業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年十二月十三日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目七番一号
- 六 契約金額

七 四千五十九万三千円
 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者
 山口県知事 二井 関成



公 告

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の一に掲げる者に通知すべき事項を記載した次の二に掲げる書類を山口県収用委員会（山口市滝町一番一号 郵便番号七五三―八五〇― 山口県土木建築部用地課内）において保管しているの、申出があればいつでも交付します。

平成十七年十二月二十日

山口県収用委員会会長 小川 莊 六

一 通知すべき者

- 下関市彦島本村町七丁目一番二二号 國廣 修
- 宇部市居能町三丁目一番九号 田中アイ子
- 宇部市居能町三丁目一番九号 田中 邦子
- 宇部市居能町三丁目一番九号 田中 勝也
- 山口市旭通り二丁目八番二四―四号 平野 憲之
- 山陽小野田市大字有帆二―一六番地の三 中田 洋子
- 山陽小野田市大字有帆二―一六番地の三 中田 好美

山陽小野田市大字厚狭一―一六番地の一九

田邊小夜子

山陽小野田市大字厚狭一五八番地

亀田ツネ子

山陽小野田市大字厚狭二九七番地の二

平野 敏彦

山陽小野田市大字厚狭二九七番地の二

平野 雅之

山陽小野田市大字山川六五九番地の一五

入口 勝

山陽小野田市大字山川六七〇番地の二

入口 憲雄

千葉県松戸市下矢切一五五番地の八

濱本 義信

東京都中央区東日本橋二丁目一八番一〇号

斉藤みやこ

東京都文京区千駄木三丁目四番一―一号

上原 昭裕

東京都江東区南砂三丁目二番四号

高津 敏重

東京都世田谷区上祖師谷五丁目一三番二二号

矢野 康子

東京都荒川区東日暮里三丁目一四番八一―二〇一号

高津 信雄

東京都足立区竹の塚六丁目一五番一号

藤田 雅子

東京都八王子市別所一丁目四八番地の一

齋藤 広子

神奈川県大和市大和南二丁目一番二号

梶浦 政幸

大阪府大正区三軒家西二丁目二番一七号

室谷 滋

大阪府守口市金田町四丁目五番一―二〇一号

奥見 誠

大阪府守口市金田町四丁目五番一―二〇一号

奥見 将夫

大阪府門真市大倉町三番八号

中島 陽子

神戸市東灘区御影塚町四丁目七番一〇号

三宅 元嗣

神戸市東灘区住吉東町四丁目三番一〇号

胡中 久枝

神戸市東灘区住吉東町四丁目三番一〇号

久保 高章

神戸市中央区磯上通五丁目一番一―三―九一三号

古屋喜美子

兵庫県尼崎市塚口町三丁目五番地の三

橋本 貢

兵庫県西宮市老松町一―番一三―四〇五号

三島ひろ子

島根県松江市上乃木十丁目三番一九号

鬼城久美江

愛媛県東温市志津川一―五三番地

中島 和郎

福岡県宗像市赤間四丁目三番一―一〇一〇号

山本金一郎

山陽小野田市大字厚狭字荒草五四番二の土地の所有者

西山由利子

三宅恵利子

濱本 勇治

中島 洋助

山口 健一

齋藤 輝雄

波多野敬三

佐々木萬兵衛の相続人

金子 ヒサの相続人

枝村 喜一の相続人

大津谷光藏の相続人

二 書類の名称

田辺 重式の相続人
梅野 タキの相続人

審理の開催について

平成十七年十二月二十日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)